

# 雇用保険受給者のみなさまへ

## 就職が決まったときの手続き Q&A

※本紙は雇用保険の申請手続き（資格決定）後の方に向けたご案内となります。「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり（関連ページ：P26）」と併せてご利用ください。

Q. どのような場合に「就職」になりますか？

A. 原則として、週20時間以上働く仕事に就く場合、それがアルバイト等であっても「就職」となります。また、自営業を開始する場合、その事前準備の開始の段階から「就職」となる場合があります。

※契約期間が31日未満の短期の仕事の場合、「就職」とならないケースもあります。詳しくは雇用保険給付窓口にご確認ください。また、週20時間未満で働く場合など、「就職」とならない場合の取り扱い等については、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」P15～18、または別紙「失業期間中に就労等行った場合のQ&A」をご覧ください。

Q. 就職が決まったらどうしたらいいですか？

A. 就職が決まった場合は、就職日(入社日)の前日に雇用保険給付窓口へ届け出てください。また、前日が土日や休祝日の場合はその前のハローワーク開庁日に来所してください。ただし、就職日までに認定日が指定されている方は、認定日にも必ず来所してください。

※就職の手続きは月末に集中するため時間に余裕をもってお越しください。

例：就職日→12月1日 認定日→11月20日の場合

↓

11月20日(認定日)と11月30日(就職日前日)の両方に来所が必要  
(給付制限中の方は認定日のみですむケースもあります。)

Q. 就職日前日の手続きではどのようなことを行いますか？

A. 主に次の3点について、手続きやご案内をさせていただきます。

①就職申告

②前回認定日から来所日当日までの認定手続き(給付制限中の方を除く)

③再就職手当の要件や申請方法のご案内等

なお、②について実際の振込手続きは、後述の採用証明書をご提出いただいた後になります。

Q. 当日は何を持参すればいいですか？

A. 以下の書類をご持参ください。

・雇用保険受給資格者証

・失業認定申告書

・採用証明書(こちらは後日郵送でも提出可能ですが、実際の振込手続きは提出後になります。)

※採用証明書は「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」P53のものを切り離してご利用いただけます。